

## 新しい法律のご紹介（第4回）

特定調停法—多重債務で悩む個人債務者の再建手続

2000年8月

神戸市中央区元町通7丁目1番2

ネオアージュ神戸元町1階103号室

宮内法律事務所

TEL078-341-5005

FAX078-371-1650

E-mail miyauchi@pure.ne.jp

国民生活に重要な影響を及ぼすと思われる新しい法律を、できるだけ易しい言葉で紹介するコーナーの第4回目は、「特定調停法」です。

倒産、破産という言葉に皆さんは、どのようなイメージを抱きますか。第1回の新しい法律のご紹介のコーナーでは、民事再生法を説明させていただきましたが、これとて、「倒産」です。今回紹介させていただく法律は、倒産、破産という嫌な名前を被ることなく、債権者と話し合いをすることにより、再建していく手続です。

正確には、「特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律」といい、既に本年の2月に施行されています。

では、少し細かく見ていきましょう。

調停は、簡易裁判所に申し立てし、裁判官と調停委員で構成される調停委員会が、申立人と相手方との間の紛争を話し合いで解決するために橋渡しをする手続です。

本法が、「特定」と称されるのは、この調停手続を、多数の債務を有する債務者と、複数の債権者との間の、債務者の再建のための話し合いに特化して利用するという趣旨です。これまで、債務弁済協定調停という手続が、実務上の工夫としてありましたが、本法は、これを法的に公認し、手続を整備したものです。

申立人は、個人だけではなく法人も可能です。特定調停による申述をして簡易裁判所に申し立てし、同時に、財産状態を示す資料と、債権者・担保権者の一覧表を提出する必要があります。これに対して債権者も債権の発生原因を明確化する責任があります（規則4条）。これにより、貸金業者も、利息制限法超過弁済分の内訳を説明する必要が生まれました。そして、調停委員会は、公平かつ妥当で経済的合理性を有する内容の調停条項を示す必要があります（法15条）。

現在、個人債務者には、個人債務者更生手続が、立法途中ですが、本法と、個人債務者更生手続そして破産手続、また、民事再生法が、実務でどのような役割分担するかは明らかでない点もありますが、当面は、①破産、倒産ということを是非とも避けたいこと、②相当の資力があること、③有力な債権者とは話し合いができる見込みがあること、④債権者が強引な取り立てをしないことと等が、特定調停を利用する場合の目安になると思います。

個人債務者更生手続等の情報は、法務省審議会のホームページで見ることができますが、当事務所でも、適宜、情報を得て、皆さんにお伝えする予定です。

倒産・再建法制は今激動の時代です。